

重要事項説明書

訪問看護・介護予防訪問看護(介護保険)

< 令和7年8月1日現在 >

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)」第8条の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して重要事項を記した文書を交付し、説明するものとする。以下、「訪問看護・介護予防訪問看護」は、「訪問看護」とする。

1. 指定訪問看護を提供する事業者の概要

法人名	株式会社ネクスト
設立年月日	令和3年1月8日
本店所在地	北海道札幌市西区発寒6条9丁目1-10 2階
代表者	代表取締役 佐藤寛悟
事業内容	訪問看護事業 居宅介護支援事業 福祉用具貸与販売事業 住宅改修事業 介護DXサポート事業

2. 指定訪問看護事業所の概要

(1) 事業所一覧

事業所名	①ご近助ナースリハビリステーション札幌 ②ご近助ナースリハビリステーション札幌 中央サテライト
所在地	①北海道札幌市西区発寒6条9丁目1-10 2階 ②北海道札幌市中央区南8条西20丁目1-21-405号
連絡先	①② 011-215-8925
管理者	①② 佐藤寛悟
事業所指定番号	医療保険 訪問看護事業所コード:第0490785号 介護保険 事業所番号:第0160490785号
サービス実施地域	札幌市全区

(2) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	原則として月曜日から金曜日まで 国民の祝日(振替休日含む)及び年末年始(12月30日～1月3日)は除く。
営業時間	平日 8:30～17:30 原則、上記の時間内のサービス提供だが、利用者の状況に応じて必要な場合には営業時間以外でのサービスも行うことがある。
電話番号	011-215-8925

(3) 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管理者	従業者の管理、利用申込みに関わる調整、業務の実施状況の把握等、管理を一元的に行う。看護師または保健師とする。	1名(常勤) (看護師/保健師)
看護師 または 保健師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じた看護サービスを提供する。看護師または保健師とする。	13名(常勤) (看護師8名,保健師5名)
理学療法士	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたりハビリテーションのサービスを提供する。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士とする。	8名(常勤)
作業療法士		1名(常勤)
言語聴覚士		
事務職員		2名(常勤)

3. 事業の目的及び運営方針

<事業の目的>

主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対し、看護師等が適切な訪問看護の提供を確保するとともに、在宅福祉サービス及び保健サービスとの連携・提携を図り、可能な限り自立した生活の確保と生活の質の向上を図ることを目的とする。

<事業の運営方針>

事業所は、主治医の訪問看護指示書に基づく適切な訪問看護を行う。看護等は対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるよう支援する。

また、事業の実施にあたっては各市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関、地域包括支援センターとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図る。

事業所は訪問看護を提供するにあたって、当事業所に所属する保健師、看護師(准看護師を除く)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士によって訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行わない。

4. 提供する訪問看護サービスの内容

- ① 病状や障害を踏まえた全身状態の観察
- ② 清拭・洗髪・入浴介助等の清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の援助
- ③ 褥瘡の予防・処置
- ④ ターミナルケアと在宅での看取り支援
- ⑤ 認知症や精神障がいをもつ人への看護
- ⑥ 医療的ケアを必要とする小児への看護
- ⑦ カテーテルの管理及び医師の指示による医療処置
- ⑧ 在宅におけるリハビリテーション
- ⑨ 服薬管理や療養生活、介護方法の指導
- ⑩ 住環境や生活用具、在宅サービス利用についての相談

5. 訪問看護計画の作成・変更

- (1) 事業者は、主治医の指示書、利用者の日常生活の状況及びその意思を踏まえ、利用者の居宅サービス計画(ケアプラン)の内容に沿って、療養上の目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を掲載した「訪問看護計画書」を作成し、これに基づき計画的にサービスを提供する。
- (2) 事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化があった場合、若しくは利用者が訪問看護サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合は、必要に応じて訪問看護計画の変更を行う。
- (3) 第2項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに利用者の居宅介護支援事業者に連絡する。
- (4) 事業者は、訪問看護計画書を作成又は変更した際には、これを利用者およびその家族に対し説明し、その同意を得ることとする。

6. サービスの提供内容に係る記録・保管

- (1) 事業者は、訪問看護サービスの実施状況等に関する記録を作成することとし、この契約の終了後5年間保管とする。
- (2) サービス提供に係る記録を利用者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付する。ただし、複写に際しては、利用者に対し、実費相当額を請求できるものとする。

7. 提供するサービスの利用料金及びお支払い方法

- (1) 利用料・利用負担額
ご利用料金に関しては、所定の料金所定の料金体系に基づいたサービス利用料金の自己負担分(1割～3割)を支払うものとする。「介護保険 訪問看護利用料金表(別紙1)」参照
- (2) 交通費
サービスを提供する地域にお住まいの方は無料。「(別紙1)その他の料金」参照

(3) キャンセル料

利用者は、事業者に対して、サービス提供の前日の営業日までに申し出ることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができる。また、利用者がサービス実施日の前営業日までに申し出なくキャンセルした場合、事業者はキャンセル料を請求することができる。

① 事業所の前営業日までにご連絡の場合：キャンセル料なし

② 当日キャンセルの場合：キャンセル料発生

※但し、利用者の急変や急な入院等でやむを得ない事情の場合、キャンセル料なし

(4) その他の料金

下記のものは、すべて自己負担とする。

① サービス従業者がサービスを実施するために使用する水道、ガス、電気、電話等の費用

② サービス利用料の一部が制度支給限度額を超える場合の費用

③ 介護保険外のサービスとなる場合の費用

④ 要介護認定区分が自立と判定した方など介護保険の給付を受けられない場合

⑤ その他、料金表に定めるもの

(5) 利用料金等の請求方法

事業者は、当月の合計額を翌月26日に利用者の口座から自動引き落としとする。

引き落とし日が休日の場合は、翌営業日に引き落としとする。

手数料は事業者が負担とする。未払い防止や盗難防止の観点から、現金支払いはお受け付け致していません。やむを得ずは口座引き落としでの支払いが困難な場合は、個別でご相談下さい。

引落しは会社名である「ネクスト」名義で引落しされます。

(6) 請求書・領収書

事業者は、当月の利用料金の明細を請求書に付して、前月の領収書とともに翌月20日頃までに利用者へ送付する。

(7) 引落とし口座の登録

口座登録に数か月、時間を要するため口座登録完了後より引き落としを開始とする。また、使用する保険制度の詳細が不明等の理由で利用者負担金額が確定できない場合は、確定後の引き落としとする。上記の場合、数か月分をまとめて引き落とす場合がある。

8. 緊急時、事故発生時の対応

(1) 事業者は、緊急時の対応方法について、あらかじめ主治医、利用者と確認をし指定訪問看護を開始する。

(2) 訪問看護師等は、指定訪問看護実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医または関係医療機関、家族に連絡するとともに、必要に応じて臨時応急手当等の適切な処置や救急搬送等必要な措置を講じる。

(3) 事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、医療機関、主治医、介護支援専門員、各関係事業所、利用者の家族に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

緊急時対応時間

平日 8:30～17:30

TEL:011-215-8925

FAX:011-215-8926

※但し、緊急時訪問看護加算を算定している場合は24時間対応

24時間対応体制加算を算定する場合、別紙連絡先を提示する。

9. 24時間対応・緊急時訪問看護について

緊急時訪問看護加算を算定する場合、下記の項目を事前に確認の上、同意したものとする。

(1) 原則、24時間365日連絡体制を整備しているが、訪問状況や時間帯によってはすぐに対応が困難な場合がある。

(2) 緊急訪問を要する場合、状況や訪問場所によって自宅到着まで30～60分程度時間を要する場合がある。

(3) 看護師による訪問を希望された場合でも、電話聴取した病状や状況によって救急要請・救急搬送を優先する場合がある。

10. 相談窓口、苦情対応について

- (1) 事業者は、利用者およびその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置する。相談・苦情については、要望や苦情に迅速かつ誠実に対応し、管理者及び担当の看護師等が対応する。不在の場合、対応した者が必ず苦情相談記録票を作成し、管理者・担当者に引き継ぐ。
事業者は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結日から5年間保存する。

＜担当者氏名＞ 佐藤寛悟
＜連絡先＞ 011-215-8925
＜対応時間＞ 8:30～17:30(事業所営業日の営業時間内)

(2) 苦情処理手順方法

- ① 苦情の申立書を受け付ける
- ② 当事業所が苦情に関する調査を行う
- ③ その調査結果を受けて事業所が改善すべき事項を検討する
- ④ 改善すべき事項をもとに当該事項に関する指導を実施する
- ⑤ その結果を利用者又はそのご家族へ報告する

(3) その他の窓口

- ① 各区役所保健福祉

区役所 保健福祉課	中央区役所	〒060-8612 札幌市中央区南3条西11丁目	011-231-2400
	北区役所	〒001-8612 札幌市北区北24条西6丁目	011-757-2400
	東区役所	〒065-8612 札幌市東区北11条東7丁目	011-741-2400
	白石区役所	〒003-8612 札幌市白石区南郷通1丁目南	011-861-2400
	厚別区役所	〒004-8612 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目	011-895-2400
	豊平区役所	〒062-8612 札幌市豊平区平岸6条10丁目	011-822-2400
	清田区役所	〒004-8613 札幌市清田区平岡1条1丁目	011-889-2400
	南区役所	〒005-8612 札幌市南区真駒内幸町2丁目	011-582-2400
	西区役所	〒063-8612 札幌市西区琴似2条7丁目	011-641-2400
	手稲区役所	〒006-8612 札幌市手稲区前田1条11丁目	011-681-2400

② 北海道国民健康保険団体連合会

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館1階
電話011-231-5175 受付時間 9:00～17:00(土日祝を除く)

11. 秘密の保持、個人情報の取扱いについて

- (1) 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らさない。この守秘義務は契約終了後も継続される。
- (2) 事業者は、利用者の有する問題や解決すべき課題等について話し合うためのサービス担当者会議において、利用者およびその家族の情報を共有するために個人情報をサービス担当者会議で用いることを、本契約をもって同意したものとみなす。
- (3) 利用者および家族の個人情報の使用にあたっては、【個人情報使用同意書】の範囲にて使用することとする。

12. サービス提供時間・担当変更について

- (1) 事業者は、選任された訪問看護師等が、体調不良などやむを得ない理由により訪問できない場合は代替の訪問看護師等を選任し、代わりに訪問させることがある。
- (2) 事業者は、訪問看護師等を訪問させる場合、調整により予定の訪問日時から変更させていただく場合がある。
- (3) 交通状況や積雪などの悪天候などで予定の訪問時間より大幅に遅れる場合がある。訪問時間が10分以上遅れることが見込まれる場合、予め連絡するものとする。

- (4) 利用者は、選任された訪問看護師等の交替を希望する場合は、当該事業所の訪問看護師等が業務上不適当と思われる事情、若しくは交替を希望する理由を明らかにし、事業者に対して選任された訪問看護師等の交替を申し入れることができる。
- (5) 訪問看護師等は、保険制度に則り適切な時間にてサービスを提供するものとする。
- (6) サービス提供時間には、事前準備や関係各所への連絡、記録作成等も含むものとする。
- (7) 訪問看護師等は、訪問中に電子機器(携帯電話やタブレット)等を使用して記録作成や業務連絡等を行う場合がある。

13. 業務継続計画(BCP)の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための業務継続計画(BCP)策定
- (2) 従業者に対して業務継続計画の周知及び感染症や非常災害発生時に必要な研修及び訓練の実施
- (3) 委員会の開催を定期的に行い、必要時に業務継続計画の見直しを行う(BCP委員会)
- (4) 非常災害対策計画、関係機関との連携体制の整備

14. 衛生管理のための措置

- (1) 看護師等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行う
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める
- (3) 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための委員会の設置と開催(感染症対策委員会)
- (4) 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施
- (5) 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための指針の整備

15. 虐待・身体拘束等の防止のための措置

- (1) 虐待、身体拘束等に関する担当者を選定 <虐待防止に関する責任者:佐藤寛悟>
- (2) 虐待防止、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置(虐待防止委員会)
- (3) 虐待防止、身体拘束等の適正化・啓発・普及のための従業者に対する研修の実施
- (4) 虐待、身体拘束等の防止のための指針の整備
- (5) 成年後見人制度利用の支援
- (6) 苦情解決体制の整備
- (7) 事業所は、サービス中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。
- (8) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急時などやむを得ない場合を除き、身体拘束等を実施しない。やむを得ず身体拘束等を実施する場合には、事前に十分な説明の上、利用者又は家族等に同意を得ると共にその容態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由を記録する。

16. ハラスメント防止対策の強化

- (1) 従業者に対して、ハラスメント指針の周知・啓発
- (2) 相談体制の整備
- (3) その他、ハラスメント防止のために必要な措置

17. 身分証携帯

訪問看護のサービス従業者は、常に身分証を携帯し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示する。

18. その他運営に関する重要事項

- (1) 事業者は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また業務の執行体制についても検証・整備する。
 - ①採用時研修 採用後1か月以内
 - ②継続研修 随時
- (2) 事業者は、訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- (3) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
 - ①看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねます。
 - ②看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

介護保険 訪問看護利用料金表(非課税)

(別紙1)

< 令和7年8月1日現在 >

■基本利用料

※1単位あたり10.21円

訪問看護費(要介護1～5の方)

サービス内容	職種	単位	利用料 (10割)	利用者負担額			サービス 提供時間
				1割	2割	3割	
訪問看護Ⅰ-1	看護師	314	¥3,206	¥321	¥641	¥962	1回20分未満
訪問看護Ⅰ-2	看護師	471	¥4,809	¥481	¥962	¥1,443	1回30分未満
訪問看護Ⅰ-3	看護師	823	¥8,403	¥840	¥1,681	¥2,521	1回30分以上60分未満
訪問看護Ⅰ-4	看護師	1128	¥11,517	¥1,152	¥2,303	¥3,455	1回60分以上90分未満
訪問看護Ⅰ-5・2	PT・OT・ST	588	¥6,003	¥600	¥1,201	¥1,801	1回20分以上40分未満
訪問看護Ⅰ-5・2超	PT・OT・ST	795	¥8,117	¥812	¥1,623	¥2,435	1回40分以上60分未満
ターミナルケア加算	—	2500	¥25,525	¥2,553	¥5,105	¥7,658	死亡月に1回算定
看護・介護職員連携強化加算	—	250	¥2,553	¥255	¥511	¥766	月に1回算定

介護予防訪問看護費(要支援1～2の方)

サービス内容	職種	単位	利用料 (10割)	利用者負担額			サービス 提供時間
				1割	2割	3割	
訪問看護Ⅰ-1	看護師	303	¥3,094	¥309	¥619	¥928	1回20分未満
訪問看護Ⅰ-2	看護師	451	¥4,605	¥460	¥921	¥1,381	1回30分未満
訪問看護Ⅰ-3	看護師	794	¥8,107	¥811	¥1,621	¥2,432	1回30分以上60分未満
訪問看護Ⅰ-4	看護師	1090	¥11,129	¥1,113	¥2,226	¥3,339	1回60分以上90分未満
訪問看護Ⅰ-5・2	PT・OT・ST	568	¥5,799	¥580	¥1,160	¥1,740	1回20分以上40分未満

■各種加算料金(要介護・要支援共通)

加算内容		単位	利用料 (10割)	利用者負担額			算定頻度など
				1割	2割	3割	
特別管理加算Ⅰ		500	¥5,105	¥511	¥1,021	¥1,532	1ヶ月に1回
特別管理加算Ⅱ		250	¥2,553	¥255	¥511	¥766	1ヶ月に1回
初回加算Ⅰ		350	¥3,574	¥357	¥715	¥1,072	対象月に1回
初回加算Ⅱ		300	¥3,063	¥306	¥613	¥919	対象月に1回
退院時共同指導加算		600	¥6,126	¥613	¥1,225	¥1,838	対象月に1回
緊急時訪問看護加算ⅠⅠ		600	¥6,126	¥613	¥1,225	¥1,838	1ヶ月に1回
複数名訪問看護加算 【看護師等の場合】	30分未満	254	¥2,593	¥259	¥519	¥778	対象訪問につき1回
	30分以上	402	¥4,104	¥410	¥821	¥1,231	対象訪問につき1回
複数名訪問看護加算 【看護補助者の場合】	30分未満	201	¥2,052	¥205	¥410	¥616	対象訪問につき1回
	30分以上	317	¥3,237	¥324	¥647	¥971	対象訪問につき1回
長時間訪問看護加算		300	¥3,063	¥306	¥613	¥919	対象訪問につき1回
専門管理加算		250	¥2,553	¥255	¥511	¥766	1ヶ月に1回
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		6	¥61	¥6	¥12	¥18	対象訪問につき1回
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		3	¥31	¥3	¥6	¥9	対象訪問につき1回
看護体制強化加算(Ⅰ)		550	¥5,616	¥562	¥1,123	¥1,685	対象月につき1回
看護体制強化加算(Ⅱ)		200	¥2,042	¥204	¥408	¥613	対象月につき1回
看護体制強化加算(介護予防)		100	¥1,021	¥102	¥204	¥306	対象月につき2回
看護・介護職員連携強化加算		250	¥2,553	¥255	¥511	¥766	対象月に1回
ターミナルケア加算		2,500	¥25,525	¥2,553	¥5,105	¥7,658	対象月に1回
夜間・早朝加算		午前6時～午前8時まで、または午後6時～午後10時までサービスを行った場合、基本単位数に25%が加算されます。					
深夜加算		午後10時～午前6時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に50%が加算されます。					

■各種減算料金

・12か月超減算(要支援のみ対象)

利用者に対して、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による介護予防訪問看護の利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問看護を行う場合は、1回(20分)につき5単位を所定単位数から減算する。
また、訪問看護訪問回数超過等減算の対象の場合、1回(20分)につき15単位を所定単位数から減算する。

・訪問看護訪問回数超過減算(要介護・要支援対象)

前年度の理学療法士等による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている場合、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問看護または指定介護予防訪問看護を行う場合は、1回(20分)につき8単位を所定単位数から減算する。

■その他の料金(保険適応外)

名称	内容	料金
キャンセル料	当日キャンセルの場合	¥2,000
交通費	通常のサービス実施地域を超えた時点から5km毎に100円	¥100
給付限度額超過サービス	介護給付限度額の範囲を超えたサービス利用の場合	実費負担(10割負担)
死後の処置	死亡時に看護師による死後の処置を希望された場合	¥5,000
保険外サービス	保険内サービス時間の上限を超えた場合、30分あたり	¥4,000
複写物	1枚あたり	¥20

<1カ月のご利用料金の目安>

--